



【短答発表前】予備試験論文合格開眼塾ガイダンス

予備論文合格に  
必要な要素とその鍛え方

【ガイダンスレジュメ】

辰巳専任講師・弁護士

柏谷 周希 先生

**辰巳法律研究所**

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA



【MEMO】

【短答発表前】予備試験論文合格開眼塾ガイダンス  
予備試験合格に必要な要素とその鍛え方

## 講師作成レジュメ

辰巳専任講師・弁護士  
柏谷 周希 講師

### 第1 予備試験で求められる能力とは？

- 1 予備試験とは、法曹実務家登用試験
- 2 法曹実務家の仕事は、①具体的事実（未知の問題）について、②基本的知識をベースに法的に思考して法を解釈・適用し、③紛争を解決する（事件処理）という仕事である。この事件処理は書面のやりとりで行う
- 3 したがって、予備試験で求められる能力とは事件処理能力である。また、司法試験も事件処理能力を試す試験であり、予備試験と司法試験で求められる能力は共通する

### 第2 法曹実務家に求められる事件処理能力とは？

- 1 基本的知識（＝既知）
  - (1) 判例通説についての法解釈の基本的知識
  - (2) 事実認定の基本的知識
- 2 法的思考能力  
⇒未知の問題を解決するための応用力
- 3 起案力
  - (1) 形式的起案力  
⇒文字の大きさ、ナンバリングなど
  - (2) 実質的起案力  
⇒争点について説得力とメリハリのある論述 \*法的思考能力と表裏の関係

### 第3 予備試験合格に必要な要素とその鍛え方

- 1 基本的知識（既知）
  - (1) 判例通説についての法解釈の知識  
⇒（主に研究者の）基本書、判例集、TL編、予備などで鍛える
  - (2) 事実認定の知識  
⇒（主に法曹実務家の）基本書、判例集、TL編、予備などで鍛える

- (3) 新旧司法試験、予備試験の過去問知識  
⇒予備開眼塾（普遍テーマ編，答案実戦編）などで鍛える

## 2 法的思考能力

⇒過去問，答案練習会，TL編，予備開眼塾などで鍛える

## 3 起案力

- (1) 形式的起案力

⇒答案練習会，予備開眼塾（ペン習字型答案練習用紙）などで鍛える

- (2) 実質的起案力

⇒過去問，答案練習会，予備開眼塾などで鍛える

## 第4 予備開眼塾

### 1 普遍テーマ編（51問）

⇒予備試験に出題されたのと同じのテーマである新旧司法試験の本試験過去問の問題文の分析の仕方，答案の書き方をレクチャー

### 2 答案実践編（54問）

⇒予備試験の過去問の問題文の分析の仕方，答案の書き方をレクチャー

### 3 出題予想編（45問）

⇒出題予想を兼ねた辰巳のオリジナル問題の問題文の分析の仕方，答案の書き方をレクチャー

## 第5 普遍テーマ編の意義

⇒予備試験で出題されたテーマの中には，過去に新旧司法試験で出題されたテーマや，後に新司法試験で出題されたテーマがある

⇒つまり，法曹実務家登用試験における普遍的テーマであるといえる

⇒そこで，予備試験の過去問を検討する前提として，過去予備試験でも出題されたテーマと同じテーマを出題している新旧司法試験の問題を検討することで，普遍テーマについての理解を深め，再び同じテーマが出題された場合に迅速かつ適切に対応することができるようにする。その意味では，出題予想としての意味もある

## 第6 旧司と予備で出題された民法94条2項についての検討

\*旧司H6-2，予備H23

1 [旧司法試験平成6年民法第2問]

2

3 Aは、債権者からの差押えを免れるため、Bと通謀の上、売買を仮装して、その所有する建  
4 物及びその敷地（以下、これらを総称するときは「本件不動産」という。）の登記名義をBに移  
5 転するとともに、本件不動産を引き渡した。その後、Aは、右の事情を知っているCとの間で、  
6 本件不動産につき売買契約を締結し、代金の支払を受けたが、その直前に、Bが、Dに本件不  
7 動産を売却し、引き渡していた。Dは、AB間の右事情を知らず、かつ、知らないことにつき  
8 過失がなかった。ところが、右建物は、Cの買受け後に、第三者の放火により焼失してしまっ  
9 た。なお、その敷地についての登記名義は、いまだBにある。

10 以上の事案において、本件不動産をめぐるCD間の法律関係について論じた上、CがA及び  
11 Bに対してどのような請求をすることができるか説明せよ。

12

13

14 【法務省発表の出題趣旨】

15 未公表

1 [予備試験平成23年民法]

2

3 Aは、平成20年3月5日、自己の所有する甲土地について税金の滞納による差押えを免れ  
 4 るため、息子Bの承諾を得て、AからBへの甲土地の売買契約を仮装し、売買を原因とするB  
 5 名義の所有権移転登記をした。次いで、Bは、Aに無断で、甲土地の上に乙建物を建築し、同  
 6 年11月7日、乙建物についてB名義の保存登記をし、同日から乙建物に居住するようになった。  
 7

8 Bは、自己の経営する会社の業績が悪化したため、その資金を調達するために、平成21年  
 9 5月23日、乙建物を700万円でCに売却し、C名義の所有権移転登記をするとともに、同  
 10 日、Cとの間で、甲土地について建物の所有を目的とする賃貸借契約（賃料月額12万円）を  
 11 締結し、乙建物をCに引き渡した。この賃貸借契約の締結に際して、Cは、甲土地についての  
 12 AB間の売買が仮装によるものであることを知っていた。

13 その後、さらに資金を必要としたBは、同年10月9日、甲土地をDに代金1000万円で  
 14 売却し、D名義の所有権移転登記をした。この売買契約の締結に際して、Dは、甲土地につい  
 15 てのAB間の売買が仮装によるものであることを知らず、それを知らないことについて過失も  
 16 なかった。

17 同年12月16日、Aが急死し、その唯一の相続人であるBがAの一切の権利義務を相続し  
 18 た。この場合において、Dは、Cに対し、甲土地の所有権に基づいて、甲土地の明渡しを求め  
 19 ることができるかを論ぜよ。

20

21

22 【法務省発表の出題趣旨】

23 不動産の仮装売買（民法第94条第1項）を前提に、仮装名義人が不動産を一方に賃貸し、  
 24 他方に売買した事案における、賃借人と買主との法律関係についての理解を問うものである。  
 25 民法第94条第2項の善意の第三者に関する基本的理解を前提に、他人物売買及び他人物賃  
 26 貸借をめぐる法律関係を検討し、さらに、他人物の売主及び賃貸人が所有者を相続した場合  
 27 の法律関係を問うことで、正確な法的知識とそれに基づく事案分析能力、論理的思考能力及  
 28 び応用力を試すものである。